

議案第 102 号

石岡市景観条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市景観条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い，条例中の引用条項を改正するため。

石岡市景観条例の一部を改正する条例

石岡市景観条例（平成24年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「法第16条第7項第11号」を「法第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。